

## 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の 導入中止を求める意見書（案）

2019年10月の消費税率10%への引上げにあわせて、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入され、2021年10月から課税事業者登録が始められました。しかし、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ様々な団体・個人から、制度の廃止や見直し、実施延期を求める声が上がっています。

これまで、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていましたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生します。一方、消費税の仕入税額控除を受けるためには、登録事業者の発行する適格請求書が必要となるため、免税事業者は取引を避けられかねず、登録してもしなくても、零細事業者、個人事業主などには従前に比べて負担がかかることとなります。

例えば、全国約70万人のシルバー人材センターの会員も、請負・委託契約の場合、納税義務者であるため、シルバー人材センターが仕入税額控除を受けようとするれば、会員である高齢者は、受け取る配分金が月8～10日就業した場合で月額3～5万円程度（全国平均）でしかないにもかかわらず、インボイス制度に登録し消費税を納めなければならなくなります。

多くの中小零細事業者は、コロナ危機の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理事務の変更準備に取り組む状況にはありません。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながります。

よって、国及び政府においては、中小企業や個人事業主の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、消費税インボイス制度の2023年10月からの導入を中止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2021年 12月（日本共産党提出）